

令和 6 年 1 2 月 3 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第23号	専決処分事項の報告について	1
報告第24号	専決処分事項の報告について	3
報告第25号	専決処分事項の報告について	5
報告第26号	専決処分事項の報告について	7
議案第79号	廿日市市サッカー場設置及び管理条例の一部を 改正する条例	9
議案第80号	廿日市市地域包括支援センターにおける包括的 支援事業の実施に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	11
議案第81号	廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例	13
議案第82号	廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する 条例の一部を改正する条例	15
議案第85号	財産の無償譲渡について	17
議案第86号	工事請負契約の締結について	19
議案第87号	損害賠償の額を定めることについて	21
議案第88号	財産の処分について	23
議案第89号	財産の取得について	25

(報告第 2 3 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(まちづくり支援課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 9 月 5 日玖島市民センターの職員が、業務で必要な物品を購入するため、公用車を運転して廿日市市永原の小売店駐車場内の通路上を進行していた際、左前方の駐車区画から通路に進入してきた普通乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 2 8 , 7 0 0 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 2 4 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 7 月 2 日 が、軽乗用自動車を運転して、廿日市市大野地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車が落ち、同車の右前輪が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 4, 7 7 6 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

4 根拠法令

報告第 2 3 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 2 5 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 7 月 2 日 が、小型乗用自動車を運転して、廿日市市大野地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車が落ち、同車の右前輪が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 2 5, 2 8 8 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

4 根拠法令

報告第 2 3 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 2 4 号説明書に同じ。

(報告第 2 6 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 6 年 7 月 3 日 が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市大野地内の市道宮内更地線を進行中、路面の穴に同車が落ち、同車の右前輪が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 3 6, 9 0 5 円

3 専決処分年月日

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

4 根拠法令

報告第 2 3 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 2 4 号説明書に同じ。

(議案第 7 9 号)

廿日市市サッカー場設置及び管理条例の一部を改正する条例

(スポーツ推進課)

1 改正の理由

廿日市市サッカー場の改修に伴い、施設の利用料金の範囲を改正しようとするものである。

2 改正の内容

サッカー場の利用料金の範囲を次のとおり改める。

利用料金の範囲 (1時間までごとに)	現 行	改 正 案
小人が利用する場合	7 2 0 円から 1 , 5 2 0 円まで	1 , 0 8 0 円から 2 , 3 0 0 円まで
大人が利用する場合	1 , 4 4 0 円から 3 , 0 4 0 円まで	2 , 1 5 0 円から 4 , 5 9 0 円まで

3 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

- ⑧ 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- ⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第 8 0 号)

廿日市市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実
施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(地域包括ケア推進課)

1 改正の理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令において介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの人員配置基準を緩和するほか、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 常勤換算方法による人員配置基準

一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき専らその職務に従事する 3 職種の常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

(2) 複数センターにおける人員配置基準の柔軟化

一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じた地域包括支援センターの人員配置基準にかかわらず、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第 1 号被保険者の数を合算した数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき専らその職務に従事する 3 職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ 3 職種の配置基準を満たすものとする。

この場合において、質の担保の観点から、当該一の地域包括支援センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

介護保険法

第115条の46

⑤ 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

⑥ 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(議案第 8 1 号)

廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例

(教 育 委 員 会)

1 改正の理由

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって、廿日市市立宮島幼稚園を廃止することに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 宮島幼稚園の名称及び位置に関する規定を削除する。

(2) 関係条例の廃止

廿日市市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例及び廿日市市立幼稚園保育料等徴収条例を廃止する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 8 2 号)

廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市市佐伯消防署を移転することに伴い、その位置を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市津田 1 1 4 7 番地 1 0	廿日市市津田 1 9 8 9 番地 1

2 施行期日

令和 7 年 2 月 2 1 日

3 根拠法令

消防組織法

第 1 0 条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

(議案第 8 5 号)

財産の無償譲渡について

(デジタル改革推進課)

1 提案の要旨

平成 2 2 年度に国の地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し、佐伯地域に整備した光ファイバケーブル及び関連設備について、民間事業者へ無償で譲渡しようとするものである。

2 譲渡する財産

品 名 光ファイバケーブル及び関連設備

数 量 一 式

3 相 手 方 広島市中区土橋町 7 番 1 号

株式会社 ちゅピCOM

代表取締役社長 山 本 慶一朗

4 根拠法令

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(議案第 8 6 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市津田地内において施工する佐伯総合スポーツ公園多目的広場
電気設備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

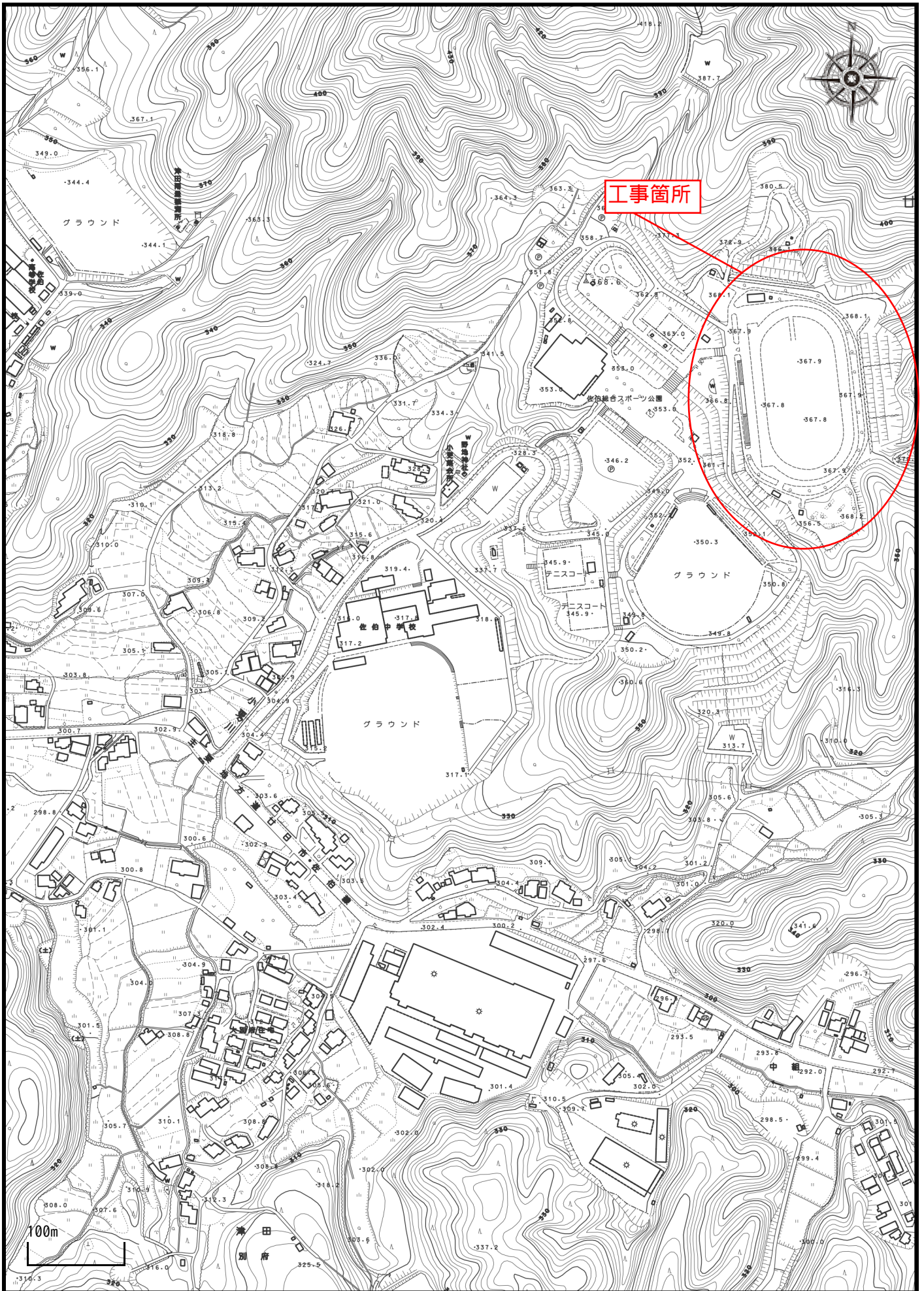
- (1) 工事内容 電気設備工事 一式
- (2) 請負金額 1 7 8 , 2 8 8 , 0 0 0 円
- (3) 請 負 者 廿日市市串戸四丁目 2 番 9 号
株式会社 中電工廿日市営業所
所長 神 谷 一 彦
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで

3 根拠法令

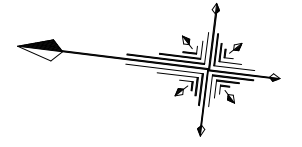
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1
億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図

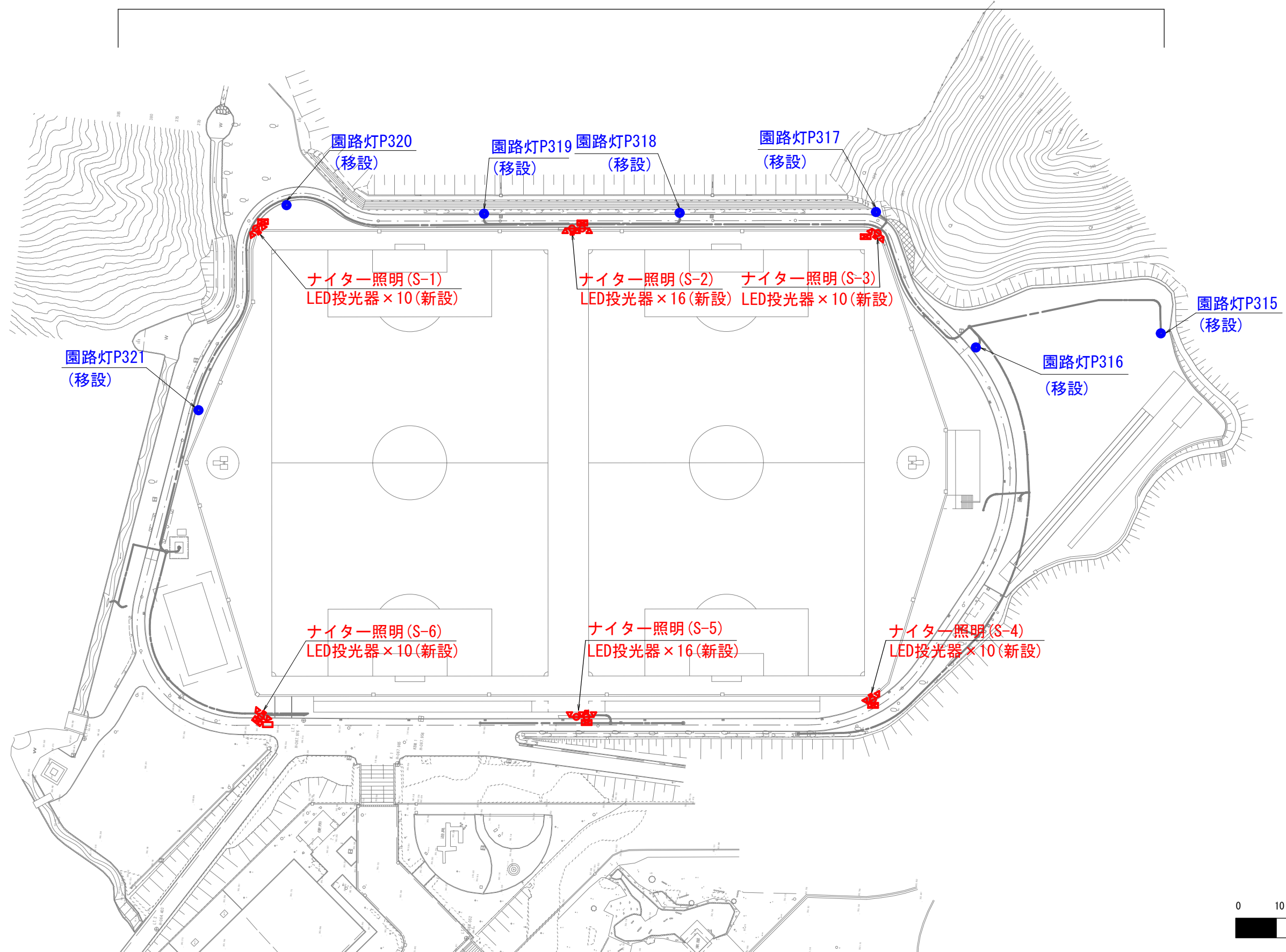
(佐伯総合スポーツ公園多目的広場電気設備工事)



電気設備配置平面図(更新)

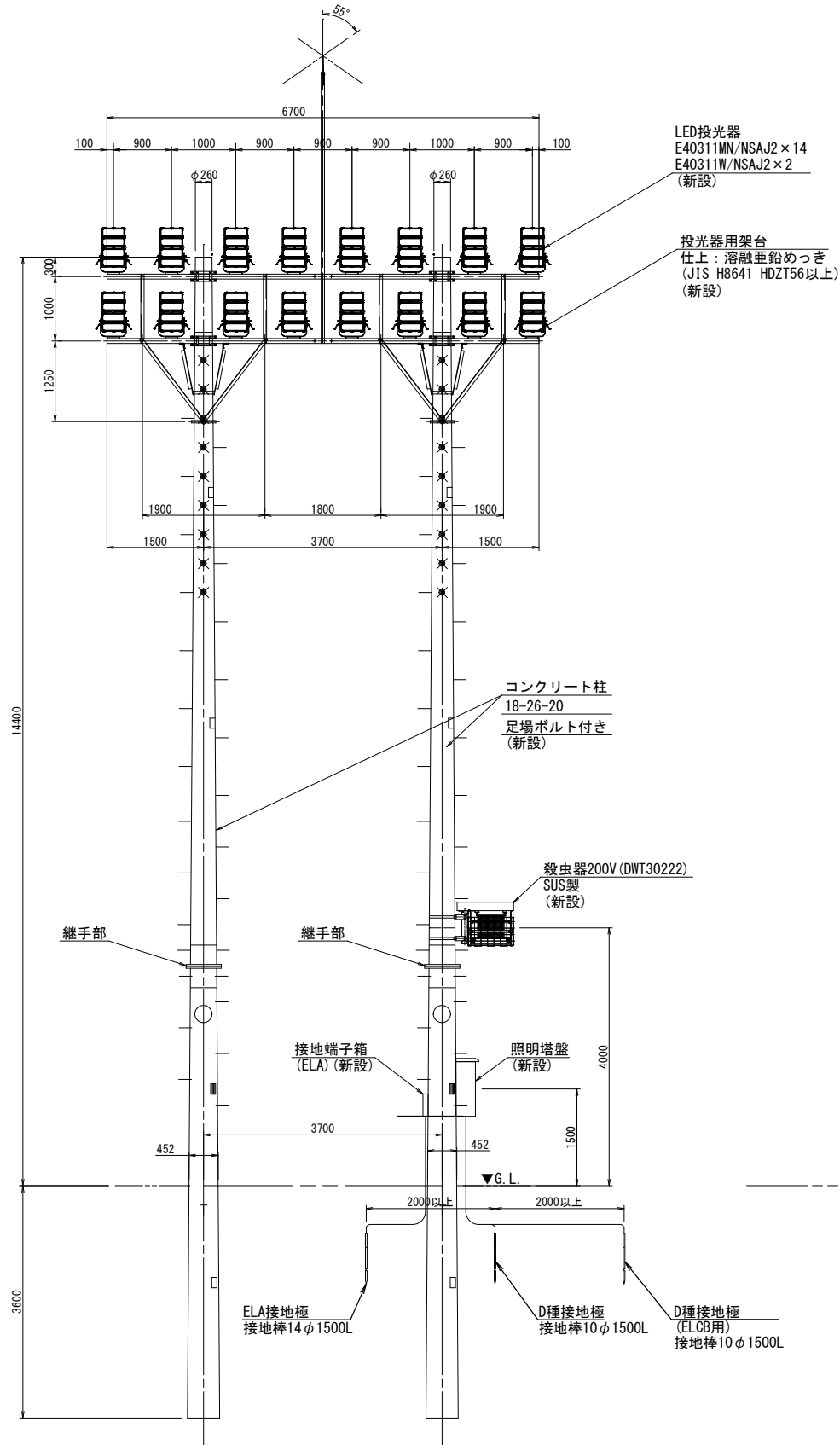


工事延長 L=260m

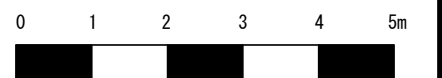
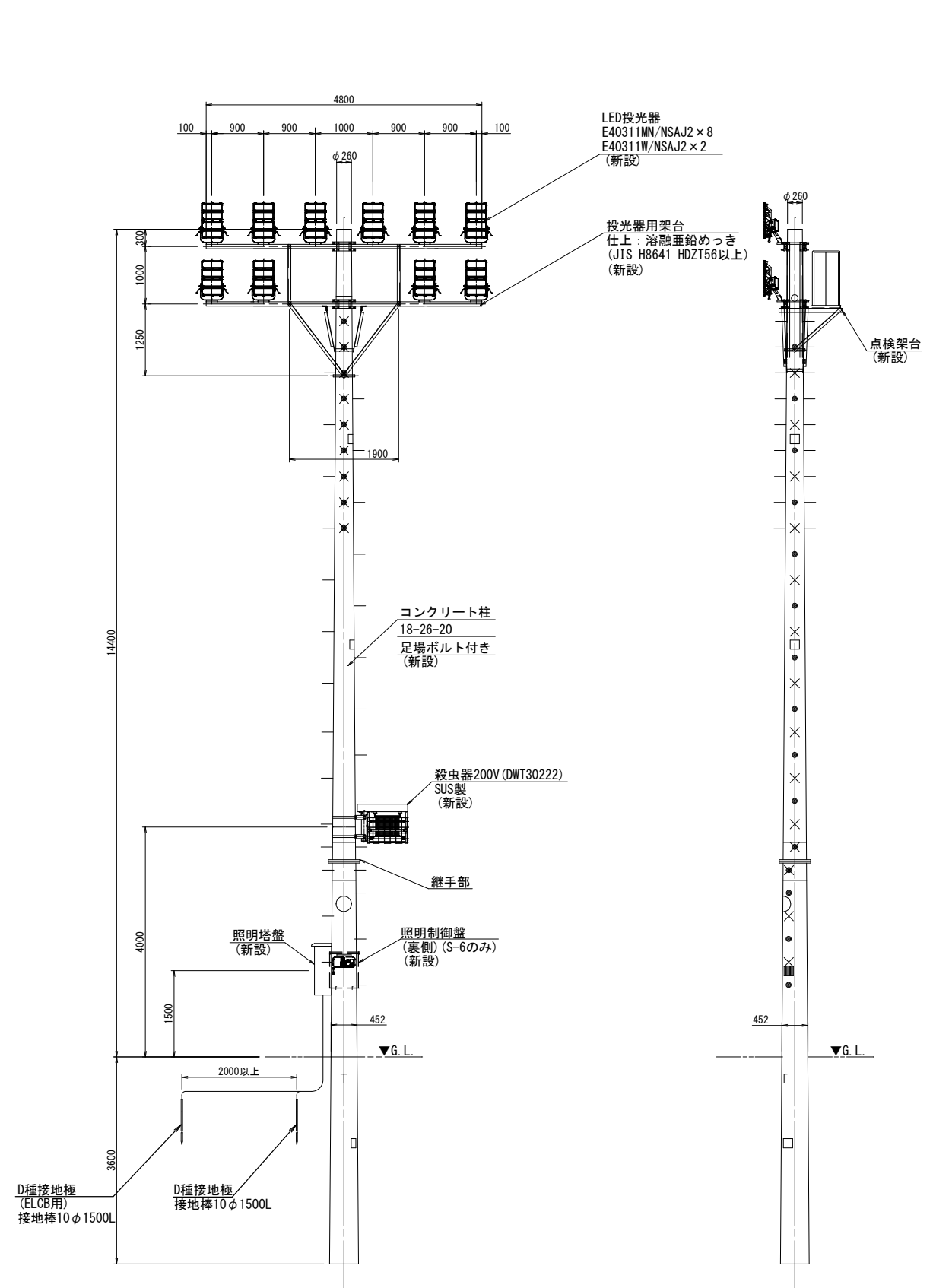


ナイター照明塔設置図

16灯用
(S-2, S-5)



10灯用
(S-1, S-3, S-4, S-6)



(議案第 87 号)

損害賠償の額を定めることについて

(こども課)

1 提案の理由

令和 6 年 9 月 5 日平良児童館の敷地内に行事開催中の熱中症対策のため設置していたパラソルが、突風のため飛ばされた際に、同児童館の駐車場に駐車していた小型乗用自動車に接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 610,500 円

3 根拠法令

地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

4 参照法令

報告第 24 号説明書に同じ。

(議案第 88 号)

財産の処分について

(文化財課)

1 提案の要旨

不用の決定を行った宮島歴史民俗資料館収蔵庫に保管する動産を売り
払おうとするものである。

2 処分する財産

品 名 美術品

数 量 115 点 (日本画 80 点、工芸 34 点及びミクストメディア
1 点)

3 処分価格 91,320,000 円

4 相手方 呉市中央一丁目 4 番 24 号 リベラビル

リベラグループ株式会社

代表取締役社長 山 本 訓 史

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付
さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円
以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い (土地については、
1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不
動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 89 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

佐伯消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 水槽付消防ポンプ自動車

数 量 1 台

3 取得価格 87,450,000 円

4 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒 井 敏 之

5 根拠法令

議案第 88 号説明書に同じ。